鉾田市学校跡地利活用事業提案型一般公募に係る審査要領

1 評価方法

- (1) 提出書類及びプレゼンテーション等の評価は、本要領に基づいて行う。
- (2) 評価基準は、2のとおりとする。
- (3) 評価点は、評価項目ごとに $A\sim E$ の 5 段階に評価し、評価項目ごとの配点に下記に示す評価 割合を乗じて得たものを点数とする。

	A	В	С	D	Е
評価	非常に 優れている	優れている	普通	劣っている	非常に 劣っている
評価割合	100%	80%	50%	20%	0%

- (4) 優先事業者を選定するための審査は、「鉾田市学校跡地利活用事業者選定審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)が行う。
- (5) 審査委員会は、事業提案に対する全審査委員の評価点の平均(以下「平均点」という)が、最も高い提案者を優先事業者とする。ただし、最も高い平均点が満点の 1/2 未満であるときは、該当がなかったものとする。

2 評価基準

評価項目	評価基準	配点	
	事業内容及び特色が明確に示されているか	2 0	
事業内容及び特色	市や地域に有益な事業となっているか	2 0	
TANGE NO	(雇用・地域振興など)		
	市の計画と関連性のある事業内容となっているか	2 0	
事業スケジュール	事業開始1年目までのスケジュールが明確かつ適切に示され	1 0	
1.767.17 1	ているか		
 管理運営方法	事業を実施する体制や管理方法は適切なものとなっており、	3 0	
日生产百万亿	施設や景観の維持は適切に行うよう明示されているか	3 0	
地域に対する配慮	地域防災や地域活動に対する配慮や連携が示されているか	2 0	
施設利用レイアウト	施設配置は実現性の高いものとなっているか	1 0	
	資金計画における事業費概算・資金調達計画は妥当であり、	3 0	
 資金計画・経営能力	各年度の収支計画も現実的な金額か		
真並可問 性 配列	企業の財務状況や自己資本金等の経営能力が適切なものであ	3 0	
	り、事業の運営に支障がないか		
譲渡希望評価	提案価格	1 0	
合計			